

○国土交通省令第五十八号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百三十二号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六条の第二十項、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第二項及び第九十三条の三、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十二条並びに津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第九十七条の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二十七の項中

界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置

を

| | |
|----|----|
| 界壁 | スプ |
|----|----|

置 庫 に 部

又は防火上主要な間仕切壁の位置
リンクラ―設備等消火設備の配置

に改め、同表(二十四)の項中「第三百三十五条の十八」を「

第三百三十五条の十九」に、「第三百三十五条の十六第三項」を「第三百三十五条の十七第三項」に改め、同表(二十七)の項中「第三百三十五条の二十」を「第三百三十五条の二十一」に改め、同表(六十三)の項

中

増築前における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分

を

増築又は改築に係る部分

増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分

に改める。

「ナ」に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「メ」に改め、同注意4⑮中「から、その地盤の」の下に「エフエーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意4⑯中「メ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ン」の下に「及び「ニ」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「ロ」に改め、同注意4⑳中「ル」を「ヲ」に改める。

別記第三号様式第一面中「(第一条の三、第六条の三、第十一条の四関係)」を「(第一条の三、第三條、第三條の三、第三條の四、第三條の五、第六條の三、第十一條の四関係)」に改める。
別記第三号様式第二面7欄及び10欄中「解く。こ機」を「解機」に改め、同面11欄中ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ン. エフエーターの昇降路の部分】 () () () () ()

別記第四十三号様式第二面6欄及び9欄中「解く。こ機」を「解機」に改め、同面10欄中ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ン. エフエーターの昇降路の部分】 () () () () ()

別記第四十三号様式注意3⑤及び⑩中「解く。こ機」を「解機」に改め、同注意3⑬中「ン」を「ハ」に「エフエーターの昇降路の部分」、「ニ」に、「リ」を「ホ」に、「ホ」を「ク」に、「ク」

を「ナ」に、「ナ」を「サ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「メ」に改め、同注意3⑭中「から
、その註釋の」の下に「ハフューマーの押捺部の部分及び」を加え、同注意3⑮中「メ」を「レ」
に、「レ」を「フ」に改め、「ン」の下に「及び」「リ」を加え、「及び」「リ」から「チ」を「
サ」に、「サ」を「フ」に改め、同注意3⑯中「メ」を「フ」に改める。

別記第四十八号様式第二面6欄及び9欄中「解くこ機」を「解機」に改め、同面10欄中ルをヲ
とし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし
、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ン・ハフューマーの押捺部】 () () () ()

別記第四十八号様式注意3⑤及び⑩中「解くこ機」を「解機」に改め、同注意3⑬中「ン」を
「ン」に「ハフューマーの押捺部」の部分、「リ」に、「リ」を「サ」に、「サ」を「フ」に、「フ」
を「ナ」に、「ナ」を「サ」に、「サ」を「リ」に、「リ」を「メ」に改め、同注意3⑭中「から
、その註釋の」の下に「ハフューマーの押捺部の部分及び」を加え、同注意3⑮中「メ」を「レ」
に、「レ」を「フ」に改め、「ン」の下に「及び」「リ」を加え、「及び」「リ」から「チ」を「
サ」に、「サ」を「フ」に改め、同注意3⑯中「メ」を「フ」に改める。

別記第四十九号の三様式第三面6欄中「解くこ機」を「解機」に改め、同面7欄中ルをヲとし
、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハ

をニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ. エフメーカーの押捺路の部分】

別記第四十九号の三様式注意4⑥及び⑪中「解^レノ^ク掛」を「解^レノ^ク掛」に改め、同注意4⑬中「ノ」を「ン」に、「フメーカーの押捺路の部分」、「リ」に、「リ」を「斗」に、「斗」を「ノ」に、「ノ」を「ナ」に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「メ」に改め、同注意4⑭中「ノ」に、「ナ」を「フ」に改め、「フ」の下に「及び」「リ」を加え、「及び」「リ」から「チ」を「解^レビ^レ斗」に、「斗」を「ク」に改め、同注意4⑰中「フ」を「ク」に改める。

別記第四十九号の七様式第二面6欄中「解^レノ^ク掛」を「解^レノ^ク掛」に改め、同面7欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ. エフメーカーの押捺路の部分】

別記第四十九号の七様式注意3⑥及び⑪中「解^レノ^ク掛」を「解^レノ^ク掛」に改め、同注意3⑬中「ノ」を「ン」に、「フメーカーの押捺路の部分」、「リ」に、「リ」を「斗」に、「斗」を「ノ」に、「ノ」を「ナ」に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「メ」に改め、同注意3⑭中「ノ」に、「ナ」の下に「フメーカーの押捺路の部分及び」を加え、同注意3⑮中「メ」を「

「ム」に、「ヌ」を「ウ」に改め、「ン」の下に「ヌび」「リ」を加え、「ヌび」「リ」から「チ」を「ヌび」に「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑰中「ヌ」を「ウ」に改める。

別記第六十一号様式第二面7欄中「解つて樹」を「解樹樹」に改め、同面11欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．ホルムターの押印図の部分】（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）

別記第六十一号様式注意3⑥及び⑩中「解つて樹」を「解樹樹」に改め、同注意3⑭中「ン」を「ム」にホルムターの押印図の部分、「ニ」に、「リ」を「ム」に、「ム」を「ム」に改め、同注意3⑮中「ヌ」を「ヌ」に、「ヌ」を「チ」に、「チ」を「ウ」に、「ウ」を「ヌ」に改め、同注意3⑯中「ヌ」を「ヌ」の下に「ホルムターの押印図の部分ヌび」を加え、同注意3⑰中「ヌ」を「ヌ」に、「ヌ」を「ウ」に改め、「ン」の下に「ヌび」「リ」を加え、「ヌび」「リ」から「チ」を「ヌび」に「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑰中「ヌ」を「ウ」に改める。

別記第六十一号の二様式第二面7欄中「解つて樹」を「解樹樹」に改め、同面11欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ((((((

別記第六十一号の二様式注意③⑥及び⑪中「解_レて掛」を「解_ナ掛」に改め、同注意③⑭中「ン」を「ン」に「エレベーターの昇降路の部分」、「リ」に、「リ」を「斗」に、「斗」を「く」に、「く」を「ナ」に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「ウ」に、「ウ」を「ム」に改め、同注意③⑮中「から、その階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意③⑯中「ム」を「ン」に、「ム」を「ウ」に改め、「ン」の下に「及び「リ」」を加え、「及び「リ」」から「チ」を「斗」に「斗」から「ウ」に改め、同注意③⑳中「ム」を「ウ」に改める。

別記第六十五号様式第二面8欄及び10欄中「解_レて掛」を「解_ナ掛」に改め、同面11欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

別記第六十五号様式注意③⑧及び⑬中「解_レて掛」を「解_ナ掛」に改め、同注意③⑮中「ン」を「ン」に「エレベーターの昇降路の部分」、「リ」に、「リ」を「斗」に、「斗」を「く」に、「く」を「ナ」に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「ウ」に、「ウ」を「ム」に改め、同注意③⑯中「から、その階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意③⑰中「ム」を「ル」

に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「ウ」に、「ウ」を「メ」に改め、同注意3⑭中「から、その時
刻の」の下に「メートルの押添の部分及び」を加え、同注意3⑮中「メ」を「ヌ」に、「ヌ
」を「ム」に改め、「ン」の下に「及び」「」を加え、「及び」「」から「チ」を「並びに」
と「ム」に改め、同注意3⑯中「ヌ」を「ム」に改め、同注意3⑰中「ム」を「ム」に、「ム」

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正)

第三条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十九号)の一部
を次のように改正する。

別記様式第三第二面6欄及び9欄中「~~ハ~~」を「~~ハ~~」に改め、同面10欄中ルをヲとし、
ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハを
ニとし、ロの次に次のように加える。

【ン.メートルの押添の部分】() () () ()

別記様式第三注意3⑤及び⑩中「~~ハ~~」を「~~ハ~~」に改め、同注意⑬中「ン」を「ム」に
メートルの押添の部分、「ニ」に、「ニ」を「ホ」に、「ホ」を「ク」に、「ク」を「ナ」
に、「ナ」を「チ」に、「チ」を「ウ」に、「ウ」を「メ」に改め、同注意3⑭中「から、その時
刻の」の下に「メートルの押添の部分及び」を加え、同注意3⑮中「メ」を「ヌ」に、「ヌ」
」を「ム」に改め、「ン」の下に「及び」「」を加え、「及び」「」から「チ」を「並びに」

斗「さび」「こ」に改め、同注意3⑩中「ろ」を「し」に改める。

附 則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。